

『延喜式』卷十一「太政官」校訂（稿）

Critical Edition of Scroll 11 of the Engishiki, "Dajonkan" (Tentative)

KANBE Kouzuke

神戸航介

校訂方針と凡例

延喜式の写本については、小倉慈司氏が巻五・十七を検討し写本系統を描いており、これに基づき巻五の校訂本文を発表している。本稿ではこれらの成果を参照しつつ、巻十一の校訂本文を示すこととする。使用した写本名称の略称は以下の通りである。

土本	国立歴史民俗博物館所蔵土御門家旧蔵本
九本	東京国立博物館所蔵九条家旧蔵卷子本
近本	京都大学附属図書館所蔵近衛文庫本
壬本	宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵壬生家旧蔵本
京博本	京都国立博物館所蔵京都博物館旧蔵本
慶長本	国立公文書館所蔵紅葉山文庫旧蔵慶長写本
梵本	天理大学附属天理図書館所蔵梵舜等書写本
藤波本	宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵藤波家旧蔵本
島原本	東京大学史料編纂所所蔵和学講談所旧蔵本

卷十一は、十一世紀後半頃の書写とされる〔鹿内浩胤「九条家本『延喜式』の書写年代」『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、初出二〇〇一年〕九本が残存する。九本と近世写本を校合すると、文字の傾向が明確に分かれ、また、7条・9条・123条に、後世付された傍書の竄入とみられる箇所があること、65条から72条に配列の乱れがあること、近世写本には、九本にはない「弘」「貞」「延」といった頭書（以下「鼈頭標目」と呼ぶ）と条文名があることなどから、近世写本には、九本とは全く異なる共通の祖本が存在したことになる。校合の結果からも、古写本である九本が最善本であることは疑いない。しかし、九本は前半部分を中心に破損が大きく、底本とするのは困難である。そこで本稿では、小倉氏校訂の方針と同様、土本を底本とするが、九本と異なる場合には、九本の文字を積極的に採用することとした。ただし、九本の誤りと見られる箇所がその他の写本では正しい場合もある。この場合でも、九本との校異は全て記載することとした。

鼈頭標目については、これらがいつ、誰によってつけられ、何を意味

しているのかという根本的な問題があるが、この問題をひとまず措くとして、諸写本に付された鼈頭標目・条文名を整理すると、写本によって微妙な相違があり、①土本・藤波本と、②近衛本・京博本・梵本・壬本、の二系統に分類できる。土本と藤波本は誤写の傾向も類似すること(77条注1、129条注1、145条注1など)から、かなり近い関係にあったようであり、藤波本固有の誤りが多く、7条の傍書が藤波本のみないことなどからすれば、藤波本が土本の下位に位置する転写本であろう。小倉慈司氏は藤波本について、巻五は慶長本の系統に属すると結論づけた(『延喜式』写本系統の基礎的研究 新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版、二〇一八年)が、巻十七は土御門本の系統に属するとし(『延喜式』巻五校訂(稿)『国立歴史民俗博物館研究報告』二二八、二〇一九年)、巻十四についても三輪仁美氏が同様の結論に至っている(『延喜式』の写本系統に関する試論『国立歴史民俗博物館研究報告』二二八、二〇一九年)。本稿では鼈頭標目についてはおおむね近本に依り、土本との相違を校異注で示すこととした。

ただし、文字のみを見ると、土本・近本・藤波本の三本に共通点が多く、また京博本・梵本・慶長本・壬本に共通点が多い。鼈頭標目・条文名の相違を土本の誤りと見ることが許されるなら、土本・近本はかなり近い関係にあり、校訂の結果からは近本の方が善本である可能性が高い。今回は具体的な系統図を描くには至らなかったが、特に京博本と壬本は多くの誤写を共有することから、かなり近い関係にあると見られる。なお、固有の誤写が最も多いのは梵本であり、次いで慶長本である。

・ 条文番号・条文名称は原則として虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』中〔集英社、二〇〇七年、以下「訳注本」と略称〕に従い、条文ごとに校異を示す。ただし1条文が長文にわたる場合には、適宜(1)(2)等の項目番号を私に付し分割して表示する。また、条文名称は校訂結

果によって訳注本を改めた場合がある。

・ 土御門本を底本とし、諸本との異同は校訂に資する場合、あるいは内容を理解する上で参考となる場合に限り掲載する。「土本等」は九本以外の近世写本を指す。活字本との異同は原則として訳注本を示すにとどめる。ただし、訳注本との異同についても、後述するように、字体や踊り字の差異については省略した。

・ 異同を示す写本は、校訂者がより重要と判断する写本を重視することとし、必ずしも網羅的には記さない。

・ 明らかに誤字・誤脱が推測される場合でも、補うべき字あるいは改めるべき字の根拠が充分でない場合には、注で示すにとどめた。

・ 同じ字が連続する場合、多くの写本では踊り字が用いられているが、本稿においては適宜断ることなく、もとの字に置き換えた場合がある。

・ 一方で、踊り字をそのまま用いた場合もあるが、原則としてもとの字に置き換えている訳注本との異同は省略した。

・ 字体は原則として常用漢字体を使用し、細字は〈 〉で括弧で示す。「符」と「府」、「大」と「太」、「座」と「坐」、草冠と竹冠、木偏と手偏等、容易に判定される誤字や誤用・通用については、校異を省略して適宜置き換えた場合がある。

・ 鼈頭標目のうち条文名に関するものについては原則として省略することとし、「弘」「貞」「延」については、条文番号・条文名称の下に付すこととする。

・ 書式や表の形をとる条文の形態については、必ずしも底本によらず、意をもって形式を整えた場合がある。

校訂本文

延喜式卷第十一

太政官

1 庶務条 「弘」

凡内外諸司所申庶務、弁官惣勘申太政官、其史読申、皆依司次、若申数事、各先神事、申神事史不申凶事、御本命日〔中宮・東宮亦同〕及朔日・重日・復日亦不申凶事、

2 庶務申官条 「弘」

凡庶務申太政官、若大臣不在者、申中納言以上、其事重者臨時奏裁、自余准例処分、其考選目錄及請印六位以下位記者、中務・式部・兵部三省不經弁官直申太政官、中務申夏冬時服、及式部補文学・家令以下兼仗簡遣諸国使人亦直申、

(1) 弘 土本無し。近本・壬本等により補う。

(2) 重 土本無し。近本・壬本等により補う。

(3) 遣諸国使人 諸本無し。類聚符宣抄第六外記職掌所収延喜七年七月十七日宣旨所引「先式」により補う。

3 申政条 「延」

凡諸司申政於太政官者、先經外記、然後令申、

4 時刻条 「貞」

凡弁官申政時刻、自三月至七月辰三刻、自九月至正月巳二刻、二・八兩月巳一刻、

(1) 二 土本無し。近本訂正書等により補う。

5 朝堂政条 「弘」

凡百官庶政、皆於朝堂行之、但三月・十月、旬日着之、正月・二月・十一月、十二月、並在曹司行之、

6 諸司諸国申政条 「延」

凡諸司・諸国申政之時、史読申已訖、弁判曰、云云、畢即史仰云、縦、〔説曰与志〕

7 受事条 「弘」

凡左右弁官一人、向上⁽¹⁾受事、若左事右受、右事左受者、並令相知、但受事弁施行、

(1) 上⁽¹⁾ 土本・近本・壬本・京博本・慶長本傍書「上⁽¹⁾正序也」。

8 弁官牒式条

(1)

凡左右弁官、各録入奏并請印文書及請進駅鈴・伝符等色目、牒送少納言、少納言・外記録入奏請印及請進駅鈴・伝符訖之状、牒弁官、其式如左、

(2)

弁官牒少納言式

左弁官〔右弁官准此〕

其国司申送調庸及中男作物等帳若干通

式部省申為応給諸司春夏祿事一通

兵部省申為同前事一通

右若干通請奏、

(3)

其国正税帳使官位姓名所進若干刻駅鈴一口
其国守位姓名赴任日所給若干刻伝符一枚

右駅鈴一口・伝符一枚請進、
(4)

下其国為正税帳使官位姓名事畢還任事一通、若干刻駅鈴一口
下其国為位姓名任守事一通、若干刻伝符一枚
民部省下其国為給官位姓名食封事一通

右三通請内印并駅鈴一口・伝符一枚、
(5)

下民部・宮内等省為給諸司其月公粮事一通
下民部省為応徵免其季課役事一通

右⁽¹⁾三通請外印、
(6)
牒、件入奏文書并請進駅鈴・伝符及請印文書、具件如前、故牒、

年月日 左史位姓名牒
左弁位姓名⁽²⁾

(1) 二 諸本「三」。意改する。
(2) 左 土本等「右」。京博本朱頭書「右疑左誤」。九本により改める。

9 少納言牒式条 「弘」

(1)
少納言牒弁官式

其国司申送調庸及中男作物等帳若干通
式部省申為応給諸司春夏祿事一通
兵部省申為同前事一通

右若干通、其日少納言其奏訖、
(2)
其国正税帳使官位姓名所進若干刻駅鈴一口
其国守位姓名赴任日所給若干刻伝符一枚

右駅鈴一口・伝符一枚、其日少納言其進訖、
(3)

下其国為正税帳使官位姓名事畢還任事一通、若干刻駅鈴一口
下其国為位姓名任守事一通、若干刻伝符一枚
民部省下其国為給官位姓名食封事一通

右内印三通⁽²⁾、其日少納言其請印并駅鈴一口・伝符一枚訖、
(4)

下民部・宮内等省為給諸司其月公粮事一通
下民部省為応徵免其季課役事一通

右外印二通、其日少納言其監印訖、
(5)
牒、具件如前、至請檢領、故牒、

年月日 外記位姓名牒
少納言位姓名⁽³⁾

(1) 進 訳注本「請進」。
(2) 通 九本「道」。
(3) 名 土本等この下に細字注「古式、少納言署於下、今改署於上」あり。九本に無く、後の書人と判断する。

10 任僧綱条

(1)
凡任僧綱者、弁官預仰式部・治部等省、其日遣勅使參議、(賜宣命文、)及少納言・弁・式部輔・治部輔・玄蕃頭等各一人共向僧綱所、(僧綱所預設座、)勅使以宣命文授少納言、少納言受而就座、宣制、訖勅使以下還帰、(若不遣勅使、直下符治部省、)然⁽⁵⁾後太政官牒送僧綱、其告牒式如左、(事見儀式、)
(6)

(2)

太政官牒 僧綱

其位其今擬僧正位⁽⁷⁾⁽⁸⁾

右一人擬官如右、

勅、依前件告僧正其、今以状牒、々⁽⁹⁾到准状、故牒、

年月 日外記位姓名牒

大納言位姓

(1) 凡 誤注本、龍頭標目「弘」を記すも諸本無し。

(2) 勅使 土本等「使勅」。九本は「勅」まで欠損し、「使參議」と記す。近本訂正書・京博本朱訂により改める。

(3) 婦 土本等この下に細字注「局本自若干至治部省住(近本・京博本・壬本等

「注」)あり。九本に無く、後の書人と判断する。

(4) 遣 土本等「違」。九本、近本等訂正書により改める。

(5) 然後……左(19字) 土本等細字注とする。九本、京博本朱傍書(以下十五

字本行)により改める。

(6) 左 土本無し。九本、近本書入等により補う。

(7) 其 九本「某」。

(8) 其 九本「某」。

(9) 其 九本「某」。

11 内外印条 「弘」

凡太政官下諸司・諸国符、随事請内外印、其下頒詔書、及預官社神、得度還俗、増減官員、遣駅伝使并下駅鈴、新任国司并諸司在外国者赴任、五位以上出畿外、出納兵庫器仗、用正税、徵免課役、輪調庸物色及賜人官物・(給諸国者内印、給京庫者外印)・公地・封戸・雑田、遷収穀、百姓附籍・移貫・改姓、蕃人還国、御馬、廢置郡駅、断罪、禁制、放賤従良等類、並請内印、余皆外印、諸省請印下諸国符亦各准此、(民部省符、

治部国分僧文、宮内采女符、皆請内印類也、)

(1) 頒 土本・京博本・梵本「順」。壬本・慶長本「須」。九本欠損。近本訂正書により改める。

(2) 諸 土本等「請」。近本傍書・京博本朱傍書により改める。

(3) 部 土本等「郡」。壬本訂正書により改める。

12 請印文案 「貞」

凡少納言所奏請印文、過五十張密奏、

13 請内印文案 「貞」

凡請内印文作二通、一通奏進、一通施行、

14 外記檢察条 「貞」

凡請印文書、初入之日外記細加檢察、明日捺印、

15 省符条 「貞」

凡免除官物、先下符民部省、省修符請印、不得直下符於国、

16 免除条

凡内外官所申免除之色、自非奉勅不得免除、

17 新任国司食伝条 「弘」

凡新任国司赴任者、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊等六国並不給食馬、志摩・尾張・參河・美濃・若狭・越前・丹後・但馬・美作・淡路等十国、准位給食并麩、山陽道備前以西及南海・西海⁽¹⁾三道等国、並取海路、給食如法、自余諸国及大宰帥・大式皆給伝符、(講読師赴任准此、唯不給伝符、)

(1) 西海 土本等無し。九本により補う。

18 神宮司条

凡香取神宮司任符、記載可給食馬之状、不給伝符、自余神宮司給食馬者准此、

19 籤符条 「貞」⁽¹⁾

凡少掾⁽²⁾大掾、少目⁽³⁾転大目之類、籤符連修一紙、〈大宰監・典、諸国郡領亦准此、〉

(1) 貞 土本無し。近本・壬本等により補う。

(2) 転 土本等「伝」。九本、京博本朱傍書により改める。

(3) 転 土本等「伝」。九本、京博本朱傍書により改める。

20 二員秩満条 「貞延」

凡諸国典已上置二員之職、同年秩満相代者、抛到任先後次第相代之、若前司二員同日到国、下居之人先須相替、鑄錢司・大宰・鎮守等府亦准此、

21 京官遷職内条 「貞」

凡自京官遷任畿内之輩、雖未進本任解由、且聴向国、〈近江・丹波准此、〉

22 遷任条 「貞」

凡諸国一分已上遷任他国、不責本任放還、直遣任所、若過限不進解由者、所司申應解任之状、但為官長者、待分付了進解由、乃給籤符、

(1) 過 土本等無し。九本、近本・壬本・京博本補入書により補う。

(2) 長 土本等「長官」。九本、壬本訂正書により改める。土本・近本は「長」に傍書「延」、京博本は「官」を朱傍書にて「符」に訂正。

23 遙授兼任条 「延」

凡諸国一分已上遙授兼任之輩、遷任他国并京官者、早下官符停止本任、

24 權一分相讓条 「貞」

凡諸国權史生・博士・医師遷任并依讓相代之輩、其籤符注所遺歴、

25 受業解文条

凡諸国受業博士・医師補任解文并籤符、名下注各本業、

26 籤符印条

凡諸国史生・博士・医師籤符、外記勘会補任帳、明知其補由、然後請印、

27 改印条 「弘」

凡内印公文、若脱錯應改者、少納言先申上、然後奏請改印、

(1) 請改印 土本「改」無く、また細字注とする。近本等、本文とするも同じく「改」無し。九本により改める。

28 毀内印条 「延」

凡毀内印官符者、其請毀之下注事由、〈外印符准此、〉

29 改造印条

凡内外諸司印刃尽應改造者、下符中務省、仰内匠寮令請料度、官仰式部省⁽¹⁾召書博士、就中務省令書印字様、即少納言・中務輔・寮助以上臨監、令鑄造畢進奏付弁官令給、

(1) 召 土本等「石」。九本、近本傍書により改める。

(2) 令 土本等無し。九本により補う。

30 上日条 「弘貞延」

凡毎月晦日、太政官録參議以上上日、⁽¹⁾少納言來月一日進奏、又録參議以上及少納言上日送弁官、弁官惣修符、二日下知式部、自余考文・季祿、

馬料亦同下知、其下中務門籍・時服之類准此、

(1) 上 土本等無し。九本、近本・京博本補入により補う。

(2) 参議 土本等無し。九本により補う。

(3) 日 土本等「旨」。九本、近本・壬本・京博本傍書により改める。

31 史生解由条

凡史生已上解任遷替与解由者、先修案文、少納言・外記尺署名、与解由状送弁官、令下符式部省、左右史生以上亦准此、但参議已上不在此限、

(1) 史生 土本等無し。九本により補う。

(2) 亦 土本等「品」。九本により改める。

32 解由程限条 「延」

凡内外諸司解由者、惣令進二通、其程限者、官長・任用各依受領勘知之程並申、畢即下式部省并勘解由使、若不進二通者、返却不下、(諸国講読師・諸寺別当三綱等解由准此、)

(1) 式 土本等「民」。九本により改める。

(2) 等 九本無し。

33 押署条 「延」

凡被管諸司解由及不与解由状、惣官押署進之、(大宰管内国・陸奥鎮守府・諸国講読師等准此、)

(1) 国 土本等無し。九本により補う。

34 雜米未進条 「貞」

凡諸国雜米有未進者、返却其官長解由、知無未進、然後令下、

35 交替延期条 「貞」

凡諸司・諸国交替延期状、前後人共署進、其解文申訖即下式部、(武官下兵部、)唯聽一度、不得再申、

36 遷替条 「貞」

凡遷替之輩、縁申交替延期、引及給位祿限、不在給例、

37 未勘知条 「貞」

凡内外諸司任用之輩、新到任後未勘知前、不得輒注未勘知申前司解由与不状、但到任之間、有遷替人可過程期者、乃聽注之、

(1) 貞 土本無し。近本・壬本・京博本により補う。

38 遁避不署条 「貞延」

凡諸国史生已上解退之後、不待解由与不身去他処、及遁避不署不与解由状、科公事稽留之罪、其状直下所司令勘奏、不許申請、若新司不載前司所執、徒引旬月、致令愁訴、亦科公事稽留之罪、奪其俸料、(諸司・諸寺准此、)

(1) 遁 土本・梵本・藤波本「道」、藤波本朱傍書「遁」。九本・近本等により改める。

39 諸寺別当年臈条 「延」

凡諸寺別当鎮三綱并定額僧等依官符補任之者、宜先令所司勘申年臈、而後造符、諸国講読師等依官旨補任之徒亦宜准此、

40 惣用帳条 「延」

凡四天王・東・西并梵刹寺等惣用帳、停送綱所、令進弁官、文殿預史生勘署、別当史更亦覆勘後加署、進帳之後早令計会、若有闕怠不進帳者、勘責寺家、

(1) 延 土本無し。近本・壬本等により補う。

(2) 預 土本等「領」。九本により改める。

41 宿直条 「弘」

凡諸司毎日作番宿直、各録名簿進弁官、

42 日蝕条 「弘」

凡太陽虧者、陰陽寮預申中務省、省録申官、即少納言奏聞、訖官告知諸司、

43 国忌条 「弘」

凡国忌者、治部省預録其日并省・玄蕃心行事官人名申官、前一日少納言奏聞、諸司就寺供齋会事、(事見式部・治部等式)但東西兩寺、參議已上及弁・外記・史各一人、太政官史生・官掌各一人參、

44 附駅条 「弘」

凡在外官附駅遞送文書到官、即監封題、注奏字者、先申大臣、然後奏進、注解字者直進大臣、

45 差使条 「弘貞」

凡応差使遣諸国者、太政官先以状奏聞、大事臨時奉勅定名、中事大臣簡奏、少事令弁官仰式部簡点、省即録名直申大臣、訖即其文入太政官、更写一通、入弁官發遣、其使廻日応申務太政官者、先以状申弁官、即弁・史等率引就座、先申使政、訖即退出、然後弁・史申政如常、

46 遣和泉使条

凡遣和泉国使、准外国給駅鈴、

47 遣諸国使条 「貞」

凡遣諸国使、式部申官之後、若有稽留、弁官催發、

48 賑給百姓条 「弘」

凡諸国申賑給百姓者、具注歷名言上、不得直申其状、

49 賑給使条 「貞」

凡遣賑給使、奏国解、訖即仰式部、二日之内進擬使文、同日弁官修符請印、訖五日内使者發去、若致闕忘者、尋情勘当、臨時緩急⁽²⁾之使亦同、

(1) 弁 土本等無し。九本により補う。

(2) 緩 土本「縁」。近本傍書(緩イ)、京博本・藤波本・壬本朱傍書により改める。

50 未納条 「延」

凡諸国依異損申請正税・雜稻未納者、率勘定損田一千町令申未納五万束以下、奏定⁽¹⁾之後修符下知、

(1) 之 土本等無し。九本により補う。

51 蕃客条 「貞延」

凡蕃客入朝、任存問使・掌客使・領婦郷客使各二人、隨使各一人、通事一人、(入京之時、令存問使兼領客使)又預差定郊勞使・慰勞使・勞問使・賜衣服使各一人、宣命使・供食使各二人、(豊樂院各一人、朝集堂各一人)賜勅書使・賜太政官牒使各二人、(史一人隨官牒使到客館)。

52 報書条 「弘」

凡出使申報書者、皆作解、

53 出納条 「弘」

凡出納官物者、本司当日申弁官、弁官及中務・監物・民部・主計等与

本司共檢出納、其大藏絹・綿・糸・布等物、五位以上臨檢、案記同署、(若五位以上有障者、先申障由、然後六位以下判官代、)自余雜物及余司物者、史并主典以上出納、

(1) 先申障 土本等弥書。壬本・京博本書人により削る。

54 登庫檢校条 「貞」

凡檢出納絹・糸・綿・布、弁大夫每旬登庫檢校、若所納物有狼藉者、勘責出納諸司、

55 雜物下符条 「貞」

凡供御例用并臨時所須、及給諸司・諸家雜物等、下符之後、若無物実、准其備直以錢行之、又或停給甲司更下乙司、或停給内官改賜外国、如此之類弁官直令進本符、具注改行之由及年月日、即題史名、登時返下、

56 社寺借物条

凡諸社寺請借庫物者、不可輒充、若脱漏、下符所司申返、

57 諸司当色条 「貞」

凡諸司当色、七位已上内藏寮行之、八位已下大藏省行之、

58 進新条 「弘」

凡大臣以下応進新數、正月十五日下午式部省、即弁・史及左右史生・官掌各一人就宮内省、与式部・兵部及本司共檢校諸司応進新數、(事見儀式、)事畢諸司帰去、其後式部・兵部勘造惣目、申送弁官、
(1) 送 土本等「返」。九本、近本等傍書により改める。

59 拜除条 「弘延」

凡国司秩滿者、式部造簿、正月一日進太政官、外記覆勘、訖進大臣、奏聞拜除、(事見儀式、)自余解闕、臨時奏補、
(1) 弘延 土本無し。近本・壬本等により補う。

60 召使任官条 「貞」

凡太政官并左右弁官史生・召使等、毎年一人除諸国主典、(召使拜五畿内・志摩・伊豆・飛騨・佐渡・隱岐・淡路等十一国、)其劳成任官者、並不依年劳、只計上日、

61 三省史生条

凡式部・民部・兵部等省史生、毎年一人任諸国目、

62 内記史生条

凡内記史生劳滿十年者、准太政官史生任諸国目、

63 鎮守權任条 「延」

凡鎮守府權任官人籤符、注替人姓名、

64 祈年班幣条 「弘延」

凡二月四日奉班祈年幣帛、大臣及參議以上赴神祇官、弁・外記・史各一人及諸司五位以上・六位以下各一人共集、(事見儀式、)

65 春日祭条 「弘延」

凡春日祭、二月・十一月上申日、參議以上參会、(事見儀式、)
(1) 凡 本条、土本等71条の後に配列、頭書「二」(慶長本は「八」)あり。66、71条とともに九本の配列に改める。土本等は64条の後、69条(頭書「六」)・71条(頭書「八」)・65条(頭書「二」)・66条(頭書「三」)・68条(頭書「五」)・

67条(頭書「四」)・70条(頭書「七」)・72条(頭書「九」)・73条(頭書「十」)・74条(頭書「十一」)の順に配列する。
(2) 日 訳注本は66条以下の例により削る。

66 大原野祭条 「貞延」

凡大原野祭、春二月上卯、冬十一月中子、参議以上参、(事見儀式、)

(1) 凡 土本等頭書「三」(慶長本は「二」)。65条校異注参照。

67 園韓神祭条

凡園并韓神祭、二月春日祭後丑、十一月新嘗会前丑、参議以上一人参、(事見儀式、)

(1) 凡 本条、土本等68条の後に配列、頭書「四」あり。九本の配列に改める。

65条校異注参照。

(2) 園 訳注本「園」。

68 祭所行事条

凡春日、大原野、園・韓神、平野等祭、弁・外記・史・史生・左右史生・官掌各一人参祭所行事、

(1) 凡 本条、土本等66条の後に配列、頭書「五」(慶長本は「三」)あり。九本の配列に改める。

65条校異注参照。

(2) 園 訳注本「園」。

(3) 等 土本等無し。九本により補う。

(4) 史生 訳注本無し。

69 大忌風神条 「弘貞延」

凡大忌・風神二社者、四月・七月四日祭之、式部省四月・七月朔日点定社別王・臣五位已上各一人、申送弁官、弁官下知大和国、(事見神祇式、)

(1) 凡 本条、土本等64条の後に配列、頭書「六」あり。九本の配列に改める。
65条校異注参照。

(2) 弁官 九本・慶長本無し。

70 松尾祭条 「延」

凡松尾祭者、四月上申、弁・史并左右史生・官掌各一人参行事、其幣物者、神祇官請自大藏省供之、諸司同供奉、

(1) 凡 本条、土本等67条の後に配列、頭書「七」あり。九本の配列に改める。

65条校異注参照。

71 平野祭条 「弘延」

凡平野祭、四月・十一月上申、参議以上赴集、或皇太子親進奉幣、(事見儀式、)

(1) 凡 本条、土本等69条の後に配列、頭書「八」あり。九本の配列に改める。

65条校異注参照。

(2) 或 土本・近本・京博本・壬本傍書「若也」。

(3) 進 土本等「近」。九本および本朝月令所引弘仁式逸文により改める。

72 賀茂祭条 「弘貞延」

凡賀茂二社、四月中申西祭、(斎内親王向社、史一人、左右史生各一人、官掌一人向祭所檢校諸事、)山城国司預録祭日申官、差勅使令奉幣并有走馬、(事見内藏及左右馬寮式、)前一日大臣侍殿上、召諸衛府次官已上於殿前庭、而仰警固事、後日解陣亦准此、(並事見儀式、)

(1) 凡 本条、土本等67条の後に配列、京博本・壬本等頭書「九」あり。九本の配列に改める。

(2) 内 土本等無し。九本により補う。

73 御体卜条

凡^①御体卜者、神祇官中臣率下部等、六月・十二月一日始齋卜之、九日卜竟、十日奏之、(神祇官^②侵土諸司可令勘申状、預申官、官召諸司仰之、)即令外記先申大臣、神祇副若祐持奏案進大臣、訖大臣就殿上座、中臣官人奏聞、(事見神祇式、)

(1) 凡 土本等頭書「十」あり。

(2) 侵 土本等「候」。四時祭式上22条および本朝月令所引弘仁式逸文により改める。

74 月次祭条 「弘貞延」

凡^①六月・十二月十一日月次祭奉班幣帛、大臣以下集神祇官如祈年儀、其忘供神今食及新嘗小齋中納言已上一人、參議一人、(若中納言已上不卜食者、定參議二人、)散齋之日、外記録名、付神祇官令卜、(但親王者中務注名令卜、)少納言・弁・外記・史・史生・官掌等亦同之、其次侍從五位已上、中務輔率其身向神祇官卜定、訖即並中務奏之、諸司六位已下及女孺等、致齋之日、本司各録歴名送宮内省、即神祇官^③卜、(事見宮内式、)訖各帰舎沐浴、晡後入内供奉其事、

(1) 凡 京博本・壬本・慶長本・梵本頭書「十一」。

(2) 注 土本「住」。九本・近本等により改める。

(3) 卜 土本等「下」。本朝月令所引弘仁式逸文により改める。

75 大祓条

凡六月・十二月晦日、於宮城南路大祓、大臣以下五位以上就朱雀門、(若雨泥日、仰所司設橋於門東掖、事具式部式、)弁・史各一人率中務・式部・兵部等省、申見參人数、(太政官人数亦録、下式部入物目、)百官男女悉会祓之、臨時大祓亦同、(事見儀式、)

(1) 仰 土本「作」。九本、近本傍書・壬本等により改める。

(2) 具 訳注本は鳥原本により「見」に改める。近本傍書「見イ」、京博本朱傍書「見敷」。

(3) 亦 土本・近本無し。九本・壬本等により補う。

76 伊勢使条

凡九月十一日、行幸八省院、奉幣於伊勢大神宮、其使者、太政官預点五位以上王四人卜定、(用卜食者一人、)大臣奏聞、宣命授使王、共神祇官中臣・忌部発遣、(事見儀式、)

(1) 卜 土本等「占」。九本により改める。近本・壬本・京博本・藤波本傍書「占」。

77 鎮魂新嘗条 「弘延」

凡鎮魂・新嘗等諸祭之日、並弁及史等向祭所加檢校、其鎮魂者、十一月中寅於宮内省祭之、大臣以下赴祭所、(中宮亦同、但東宮用巳日、)新嘗者、中卯祭之、齋日申官如常、致齋之日、諸司各宿本司、仍録名申官、至夜左右史生等分頭巡檢、若有不宿、依法勘当、(臨時行幸心経宿者亦准此、)辰日賜宴於五位已上、大臣行事如常、(事見儀式、)

(1) 経 土本無し。九本・近本・慶長本等により補う。

78 祭祀日条 「弘」

凡祭祀日、所司預申官、前散齋一日、少納言奏聞、

79 神事諸司条 「貞」

凡供奉神事諸司、每司判官一人專当其事、常加督察、其專当人名簿、齋月之前月申送弁官、

80 平野祭見参条 「延」

凡平野祭者、桓武天皇之後王、(改姓為臣者亦同、)及大江・和等氏人、

並預見參、

81 会参上日条 「貞延」

凡参春日祭并藥師寺最勝会及興福寺維摩会王氏・藤原氏五位已上・六位已下、見役之外給往還上日四箇日、参大原野祭藤原氏、給上日二箇日、其散位五位以上、外記録見参歷名、下式部省、

(1) 氏 土本等無し。九本、京博本補入により補う。

(2) 五位 九本無し。

82 興福寺条 「貞」

凡興福寺国忌并維摩会者、藤原氏行事大夫点定氏中無障之輩、即付外記、外記申大臣令参、事畢之後、録見参歷名奏聞、若有不参者、下式・兵二省、五位已上不預節会、六位以下官人奪季祿、王氏参藥師寺最勝会亦同、

83 外記史不列条 「延」

凡大極殿正月御齋会始終日、并東西兩寺国忌之日、外記・史等不列式部、直入着座、

84 积奠条 「弘延」

凡春秋二仲月上丁、积奠先聖・先師、親王以下群官就大学寮親講經、少納言・弁・外記・史率⁽¹⁾・史生・左右史生・官掌等、同向檢校、講畢給酒食、
(事見儀式、)

(1) 史生 土本等無し。九本により補う。訳注本なし、

85 大嘗祭条 「弘延」

(1) 凡踐祚之初有大嘗祭、七月以前即位者、当年行事、八月以後者、明年行事、

(此扱受讓即位、非謂諒闇登極、) 大臣奉勅召神祇官、令卜定愈紀・主基国郡、(並封卜之、) 奏可訖即下知、依例准擬、又定檢校・行事、

(2)

八月遣使兩國、卜拔穗田及齋場雜色人令行事、并仰諸国造供神器、九月造齋場織神服備供神物、十月遣諸国大祓、及差奉幣使發遣、即天皇臨幸川上為禊、十一月為散齋月、(自朔至晦、) 月内致齋三日、(自丑至卯、) 前祭七日造大嘗宮、寅日以前内外庶事整齋已畢、

(3)

卯日且神祇官班幣帛於諸神、小齋人率所司供擬大嘗宮服御物、諸衛立仗、⁽⁷⁾ 諸司陳威儀物如元日儀、兩國供物發自齋場、向大嘗宮、神祇官引神御物、入取大嘗宮、所司各供其職、凡物置朝集堂、天蹕始臨廻立殿、供奉御湯、入大嘗宮、吉野国栖奏古風、愈紀国司引歌人奏国風、語部奏古詞、群官入拍手、安倍氏奏侍宿官名簿等、並如旧儀、

(4)

辰日祭事畢、鎮祭大嘗宮、即令壞却、車駕臨豐樂院、群官入就位、中臣奏天神壽詞、弁大夫奏獻物数、史頒給諸司、兩國薦御膳、給饗五位以上及六位、奏国風亦如常儀、

(5)

巳日薦御膳給饗、奏国風並同辰日、但亦奏和舞・田舞、⁽¹⁰⁾

(6)

午日召五位已上及六位同前日、叙位兩國司及諸氏人等、又奏久米舞・吉志舞并大歌・五節舞、供奉齋和舞、訖賜祿皇太子已下五位已上有差、又諸司六位已下及兩國駟使丁已上給祿、(諸司六位已下給祿、兩國主典已下叙位、或及未日参議一人事、弁大夫宣命、)

(7)

遣使兩國齋齋、晦日在京諸司集祓如二季儀、(事見儀式、)

(1) 者 土本等無し。九本により補う。訳注本無し。

- (2) 召 土本等「名」。九本、近本・壬本等傍書、京博本朱傍書により改める。
- (3) 令 土本等無し。九本により補う。訳注本無し。
- (4) 三 土本等下に「箇」あり。九本に無く、衍と見て削る。
- (5) 前 土本等の上に「七日」あり。九本により削る。
- (6) 整 土本等「勅」。九本により改める。
- (7) 小 土本等「少」。九本、京博本・壬本朱傍書により改める。
- (8) 諸 土本等無し。九本により改める。藤波本朱補「所」。
- (9) 凡 諸本こより改行。意をもって追い込む。
- (10) 田 土本等「四」。九本、京博本朱傍書により改める。
- (11) 或 土本等「式」。九本により改める。訳注本「式」。

86 踐祚大嘗年条

凡踐祚大嘗年、十月下旬天皇臨川禊潔而齋、預令陰陽寮勘申禊日、前廿許日任御装束司并次第司、御装束司長官一人、(三位)次官一人、(五位弁)判官二人、(一人史)主典二人、(並六位已下)次第司御前長官一人、(三位)次官一人、(五位)判官二人、主典二人、(並六位已下)御後亦准此、前五日大臣及參議已上、定五位以上心陪從并留守歷名奏聞、訖下式部及裝束・次第等司、(事見儀式)

- (1) 官 土本等「第」。九本・慶長本、近本・壬本・京博本傍書により改める。

87 定齋王条 「弘延」

(1)

凡天皇初即位者、定伊勢大神宮齋内親王、簡未嫁者令所司卜、(若内親王不下食者簡女王)訖卜宮城内便處為初齋院、(被潔而入、更卜城外淨野、造齋宮、畢明年八月上旬、卜吉日被潔而移入之、太政官定從行五位以上名數、前十日任前後次第司、各長官一人、(五位)判官・主典各一人、(六位以下)依時刻出自初齋院、臨川上禊潔即入野宮、(事見齋宮式)

(2)

潔齋三年、五月以前、任齋宮寮官人及主神司、其諸司七月以前任之、即依例准擬庶事、九月上旬卜定吉日、向伊勢大神宮、預任裝束司、五位二人、(二人神祇副以上、一人左右少弁以上)六位以下四人、(神祇祐、弁官史、縫殿允、諸司主典)前行日点定監送使四人、(參議若中納言一人、弁・史各一人、六位以下官一人)齋王臨川禊之、如入野宮禊儀、(事見儀式)

- (1) 被 訳注本は上文・下文の例により「禊」と改める。
- (2) 被 訳注本は上文・下文の例により「禊」と改める。京博本朱傍書「禊イ」。
- (3) 初 土本等「物」。九本、近本・壬本傍書、京博本朱傍書により改める。
- (4) 祐 土本等無し。九本により補う。
- (5) 六位 土本等無し。九本により補う。

88 齋王向伊勢条 「貞」

凡齋内親王向伊勢時、七月以前遣寮允・史生各一人於齋宮及国、弁備雜事、

89 賀茂齋王条 「延」

凡天皇即位、定賀茂大神齋王、仍簡内親王未嫁者卜定、(事見齋院式)

- (1) 皇 土本等「王」。九本、壬本・京博本朱傍書により改める。

90 仁王会条 「弘」

凡天皇即位、講說仁王般若經、(二代一講)設百高座、一日朝・晡講畢、預任行事司、中納言一人、參議及弁各一人、五位二人、六位以下臨時定之、(五位以上奏任、六位以下申大臣任)預仰天下、当齋会日、禁斷殺生、(事見玄蕃式并儀式)

- (1) 說 土本等無し。九本により補う。
- (2) 講 土本・梵本無し。九本、近本補入、壬本・慶長本により補う。

91 告朔条「弘」

凡天皇孟月臨軒視朔、大臣預点殿上侍從四人・奏事者二人、所司各供其事、其日弁一人執公文函、〈太政官告朔文者、弁官勘造^①入外記、即大臣自署姓付弁官令進^②、率諸司五位以上執函者、〈若無五位者、臨時催定、就版各置案上、〈事見儀式、〉若不臨軒者、弁官告知式部、其函令進弁官、即納中務令進奏、

- (1) 入外 土本等「人」、近本・壬本・京博本傍書「人」。九本により改める。
- (2) 署 土本「着」。九本・壬本・梵本により改める。
- (3) 令 土本等「命」、近本・藤波本傍書「人」。九本、壬本朱傍書により改める。
- (4) 納 訳注本は「経」に意改。

92 諸節会条「貞」

凡諸節会日、乘輿未出之前、諸司每事弁備、宸儀御殿之後、一々供奉、若有致怠者、奪祿降考、

93 朝賀条「弘貞」

凡元日、天皇受皇太子及群臣朝賀、弁官預仰所司、弁備庶事裝束、弁・史等行事、〈余節准此、〉前月十三日、大臣預点殿上侍從四人、左右各二人、〈三位二人、或以親王為之、四位二人、〉少納言二人、〈若有闕者權任、〉奏賀・奏瑞各一人、〈簡四位已上堪事者為之、〉奏聞定之、〈事見儀式、〉

- (1) 所 土本等「諸」。九本により改める。訳注本「諸」。

94 元宴条「弘」^①

凡元日朝賀畢、賜宴次侍從以上、大臣侍殿上行事、〈事見儀式、〉

- (1) 弘 土本無し。近本・慶長本等により補う。

95 正月七日条「弘」

凡正月七日、賜宴於五位已上^①、若有叙五位以上者、前二日大臣及參議以上於御所拵定応叙位人、即令書位記印之、〈事見儀式、〉

- (1) 已 九本「以」。
- (2) 書 土本等「尽」。九本、近本・京博本、壬本傍書により改める。
- (3) 印 土本等「仰」。九本により改める。訳注本「仰」。

96 任官条「弘」

凡内裏任官者、少納言・弁各一人、率式部・兵部行事、若於朝堂、即外記・史共預、〈事見儀式、〉

97 御齋会条「弘貞延」

凡正月於大極殿講説最勝王経、始自八日終十四日、〈初日若有行幸、設内弁大臣座、〉弁及史等專当行事、其供養料雜菜等、預下符畿内諸国令供進、初後兩日、皇太子已下參議以上、及諸王五位已上就殿上座、自余分就東西廊、齋会畢即有宣命并布施、〈事見玄蕃式并儀式、〉

- (1) 日 土本等無し。九本により補う。
- (2) 設 土本等「後」。九本により改める。

98 正月十六日条「弘」

凡正月十六日、賜宴於次侍從以上、大臣侍殿上行事、如元日儀、〈事見儀式、〉

- (1) 宴 土本等この上に「宣」あり。九本により削る。京博本「宣」字に朱傍書「本定」、壬本朱傍書「衍文」「本定」。

99 大射条「弘」

凡正月十七日大射、所司預設御座、弁備庶事、大臣侍殿上行事如常儀、

若諸衛不射畢、十八日遣參議一人行事、〈事見儀式〉

(1) 侍 土本等無し。九本、近本等補書により補う。

(2) 行事 土本等無し。九本により補う。

100 二季読経条

凡春秋二季、於大極殿修読経、弁・史專当行事、初後両日、親王已下參議以上就殿上座、遣近衛少将勞問、臨時読経亦同、

(1) 以 九本・訳注本「已」。

101 五月五日条「弘」

凡五月五日、天皇觀騎射并走馬、弁及史等檢校諸事、所司設御座於武德殿、是日内外群官皆着昌蒲鬘、諸司各供其職、〈事見儀式〉

(1) 昌 京博本草冠を朱で補う。藤波本朱傍書「菖」。訳注本は正格の用字である「菖」。

102 負馬条「貞」

凡五位已上不堪進五月五日走馬、四月卅日以前申送其状、已進不堪状之後、若當日若前日進馬之類、並為負馬、

103 相撲条「弘延」

凡七月廿五日、天皇御神泉苑觀相撲、前一月任左右相撲司、簡定中納言、參議、正・次侍從奏聞、〈人数左右各十二人〉中務任之如式部儀、兵部行事、〈事見儀式〉

(1) 月 土本・近本「日」。九本・壬本：京博本により改める。土本・近本傍書「月敷」。
(2) 各 土本等無し。九本により補う。

104 盆供条「弘」

凡七月十五日、孟蘭盆供養送諸寺、令史檢校、〈事見大膳式〉

(1) 令 土本等「命」。九本、小野宮年中行事所引弘仁式逸文により改める。

105 九月九日条「弘」

凡九月九日御神泉苑、賜菊花宴於次侍從已上及文人、大臣行事、所司供設如常、〈事見儀式〉

(1) 弘 土本無し。近本・慶長本等により補う。

106 禄目錄条

凡節会之日、弁大夫奏禄目錄、〈元日并大射無件奏〉

(1) 禄 土本等無し。九本により補う。

107 非侍從見參条「貞」

凡左右弁・外記・史・内記・侍医等大夫并左右近衛少将已上、左右衛門・左右兵衛佐已上、雖非侍從臨時宴会得預見參、

(1) 貞 土本無し。近本・慶長本等により補う。

(2) 少将 九本無し。

108 俘囚夾名条「貞」

凡正月七日・十一月新嘗二節、預給禄俘囚夾名、別紙而奏、雖帶五位、猶同此例、

109 節会見參条

凡諸節会五位已上見參者、未召刀祢之前、式部省書其簿進太政官、若有新叙者、注別紙追進之、又中務省所進宴会次侍從以上見參亦准此、

(1) 若 土本等無し。九本により補う。

(2) 追 土本等この下に「申」あり。九本により削る。訳注本は「申」を本文に

残した上で「九ナシ。或イハ是カ」とする。

(3) 省 土本「者」。九本、近本傍書等により改める。

110 山陵幣条「弘貞延」

凡季冬献幣於諸山陵及墓、皆用当年調物、中務省預沢大神祭後立春前之吉日、十二月五日以前申送太政官、又式部点散位五位已上進其夾名、(為補侍従不参之闕) 当日参議已上・少納言・弁・外記・史等、著別供幣所幄行事、其幣者内藏寮供擬、(色数見内藏寮式) 至時刻天皇御建礼門前幄、礼拝奉班、但常幣者、参議已上一人・弁・外記・史等、向大藏省奉班、其使者中務・式部差定移送治部、(事見儀式) 。

(1) 務 九本無し。

(2) 送 土本・慶長本この下に「進」あり。九本・梵本に無く、近本傍書等も参照し行と見て削る。新撰年中行事所引延喜官式は「送差文進」とする。

(3) 太政官 九本無し。

(4) 五位 土本等無し。九本、新撰年中行事所引延喜官式により補う。

111 追儼条「弘」

凡十二月晦日儼者、中務預点親王及大臣已下次侍従已上、分配諸門、丞・録・内舍人・大舍人等亦同、(事見中務式) 当日戌時、親王并大臣已下著承明門外東庭幄座、少納言・弁・外記・史候之、依例行事、(事見儀式) 。

(1) 内 土本等無し。九本により補う。

(2) 弁 土本等「并」。九本、近本傍書により改める。

112 行幸経旬条「弘延」

(1) 凡行幸応経旬者、弁・史各一人、左右史生各二人、官掌一人陪従、若不经宿者、減左右史生各一人、預沢行日弁備庶事、

(2)

前数十日、(臨時量定) 定造行宮使、(使人官品臨時随事处分) 任装束司、長官一人、(三位) 次官二人、(五位) 判官三人、主典三人、(六位以下) 任前後次第司、御前長官一人、(三位) 次官一人、(五位) 判官二人、主典二人、(並六位以下) 御後亦准此、(定畢奏聞) 又預定陪従留守五位以上、(人数臨時处分) 差使檢校行宮、

(3)

前十余日仰下諸国、令進国飼御馬、(左右馬寮定数奏之) 左右馬寮儲負甲馬、(用諸国所貢繫飼御馬放近牧者) 仰京職諸国、令進担夫、(其数臨時处分) 。

(4)

前五・六日仰大藏儲禄料緋・布等、令運収便処、又給陪従五位以上朝服及袍衫、其覆太政官印櫃皮、并担夫二人、及黄衫者、装束司充之、事畢返上、

(5)

若諸司鑰匙有勅付留守官者、大臣若大納言率侍従五位以上俱侍内裏、令典鑰等就櫃所出収、

(6)

其行幸路傍百姓窮困者賑恤、長老者賜物、側近社寺奉幣・誦経、

(7)

臨駕将廻、即有宣命、賜当国郡司等禄有差、(或有叙位) 行宮側近高年八十以上及陪従人等賜物有数、(事見儀式) 。

(1) 旬 京博本朱傍書「宿イ」。訳注本は玄梁本校注により「宿」と改める。

(2) 各 土本等無し。九本により補う。

(3) 生 土本等無し。九本により補う。

(4) 主典三人 土本等無し。九本により補う。

(5) 並 土本等「兼」。九本、京博本朱傍書により改める。

(6) 陪 土本等「倍」。九本により改める。

(7) 令 土本等「人之」。九本、近本・壬本・京博本・慶長本傍書により改める。

(8) 之 九本「定之」。

(9) 甲 訳注本は左右馬式21条により「印」に改める。

(10) 貢 土本等「置」。九本により改める。

(11) 諸 土本無し。九本・近本・慶長本等により補う。

(12) 衫 諸本「段」。近本・壬本・京博本・藤波本傍書により改める。

(13) 匙 土本等「題」。九本、壬本・京博本朱傍書により改める。

(14) 俱侍 土本等無し。九本により補う。

(15) 以 九本「已」。

113 季禄条「弘延」

凡諸司春夏禄及皇親時服者、中務・式部・兵部等省録人物数、二月十日弁官率⁽¹⁾三省申太政官、(太政官禄者、当月一日録送弁官、惣造目、三日下符式部、)即録三省所申惣目、十五日少納言奏之、廿日官符下大藏、廿二日出給、(女官禄者、廿五日給之、)弁大夫宣命、其辞曰、今宣(波久)常(毛)給(布)春夏禄給(波久登)⁽³⁾宣、(女官者中務輔宣命、)秋冬准此、(事見式部式、)

(1) 率 土本等無し。九本により補う。

(2) 目 諸本無し。近本・京博本補書により補う。

(3) 久 土本「人」。九本・近本・慶長本等により改める。

114 諸王時服条「延」

凡諸王時服用官符給外国者、仰本司令進其歴名帳、每有闕補、随即令注其側、一如式⁽²⁾・兵⁽³⁾二省補任帳、

(1) 令 土本等「命」。九本、近本・壬本・京博本傍書により改める。

(2) 式兵 土本等「式部兵」。九本により改める。近本・京博本・壬本は「兵」

下に「部」を挿入。訳注本「式部兵部」。

(3) 省 土本等「者」。九本、近本・壬本・京博本傍書により改める。

115 女官時服条「弘」

凡後宮并女官時服及飾物料者、夏四月十日、冬十月十日、中務省申官⁽¹⁾廿日官符下大藏省、廿二日出給、

(1) 廿日官 土本・梵本「廿日官廿日官」。近本「廿日官廿日官」とし、上の「廿

日官」に「无」と傍書。九本・壬本・京博本・慶長本、近本傍書により

改める。

116 諸司時服条「弘」

凡諸司時服者、起十二月尽五月、計上日一百廿以上、及番上八十以上、各給春夏料、中務省録人物数、六月七日申太政官、(其太政官時服者、当月一日録送弁官、惣造目、四日下符中務、)九日奏聞、廿日官符下大藏、廿二日出給之、其日弁官一人就大藏省行事、(事見中務式、)其無品親王及乳母時服、同月十日官符下大藏、十五日出給、秋冬准此、

(1) 弁 土本「年」。近本・壬本・慶長本・梵本により改める。

(2) 目 土本等無し。近本・壬本補入、京博本朱傍書により補う。

(3) 之 九本無し。

117 位禄条「弘延」

凡給位禄者、中務・式部・兵部三省録応給人物数、十一月十日申太政官、即造惣目、十五日少納言奏之、廿日官符下大藏、廿二日出給、(事見儀式、)其身在国外及国司者、以当国正税給之、

(1) 出 土本等この下に「納」あり。九本に無く、衍と見て削る。

118 馬料条「弘」

凡諸司馬料者、起正月尽六月、計上日二百廿五以上、給春夏料、中務・

式部・兵部等省録人物数、七月十日弁官率三省、申太政官、(其太政官馬料者、当月一日録送弁官、弁官惣造目、三日下符式部、)即録三省所申惣目、十五日少納言奏之、廿日官符下大蔵、廿二日出給、秋冬准此、(事見式部式、)

(1) 目 土本・九本無し。近本により補う。

119 月料要劇大粮条「弘貞延」⁽¹⁾

凡親王以下月料并諸司要劇及大粮等、毎月申官出充、其月料物者、録来月数、毎月十日申太政官、十七日官符下宮内省、廿五日出給、要劇者、録前月応給官人及物数、毎月四日申官、即加官要劇、造惣目、同日申太政官、五日官符下宮内省、十三日出給、但給田者、下符勘解由使、大粮者、毎月十六日申太政官、廿日官符下民部、廿二日出給、若逢雪雨、臨時改日、

(1) 弘貞延 訳注本「弘貞」とする。

(2) 申 土本等無し。九本、壬本補入により補う。

(3) 給 九本無し。

120 紙筆条「弘」⁽¹⁾

凡応充諸司月料紙・筆、中務録数申官、官即下符中務、令充諸司、毎月下句受来月料、

(1) 「弘」 土本・近本、前条最終行の頭書。壬本・京博本等により移す。

121 官年料条「弘貞」

凡太政官及弁官年料雑物、十二月上旬下符所司、即遣使請受、但紙・筆等、図書寮扱精好者、毎月副解文進、莫更令使受、

(1) 好 土本等無し。九本により補う。

(2) 文 土本「之」。九本・近本・慶長本等により改める。

122 充座条「弘」

凡大臣以下及番上座等、三年一度支料充用、(事見掃部式、)

123 考定条「弘貞延」

(1)

凡太政官考選文者、八月一日少納言・弁・外記・史等別当勘抄成案畢、長上考文、十一日申大臣、

(2)

其儀、大臣已下就曹司庁、考選史持短冊⁽¹⁾、又史一人持札并紙文、外記史生一人持丹硯⁽²⁾、少納言・弁大夫俱率就版位、

(3)

大臣宣、喚、少納言・弁称唯昇自西南階就座、史昇自西側階立第一間、史生立史後壇下、持短冊史進跪居⁽⁴⁾於地、執短冊置大臣前机上、執⁽⁵⁾而退、還当階而立安筥於砌上、執硯⁽⁷⁾筥進亦置机上而還、史生執筥西却出候之、持札并紙文史進授札於少納言、授紙文於弁大夫、訖而史共西却出候、

(4)

少納言説申曰、太政官長仕⁽⁹⁾〈能〉其年⁽⁹⁾〈尔〉応預考并不預若干、此中⁽⁹⁾〈尔〉考⁽⁹⁾〈能〉列⁽⁹⁾〈尔〉不在⁽⁹⁾〈留〉若干所、不定第若干、中上若干、其大臣仕奉賜⁽⁹⁾〈留〉日数若干、増減去年若干、(不申行事、)納言姓卿仕奉⁽⁹⁾〈礼留〉日数若干、増減去年若干、

(5)

弁大夫説申曰、仕奉⁽⁹⁾〈礼留〉政若干条、増減去年若干条、(説申之詞、)下亦放此、但三位称卿、四位称姓、五位先名後姓、六位已下去姓称名、(申給⁽¹⁶⁾〈登〉申、)

(6)

大臣宣、縦之、少納言・弁大夫共称唯、弁大夫召考選史名、史共称唯、

俱入立如前、一史進執硯管還立同処、召史生、称唯走至史後、置空管於史前、受取硯管而立、史執空管進入短冊而還、一史又進執札并紙文而還、訖史生先却出、次史相列退出、次少納言・弁降就版揖⁽¹⁸⁾而退出、次參議以上着朝食所、少納言・弁大夫等候之、

(7) 厨家儲酒饌、次大臣已下史已上謝座着宴座、(大臣入自北戸、納言已下入自西廊⁽²⁰⁾、列立南廂、但六位⁽²¹⁾在堂下、昇自西側階、)三獻訖參議已上出着東廊、頃之入自北戸、更着穩座、少納言・弁候南廂、盃觴三巡之後召史生、史生列立庭中、謝座着座、(其座在西廂東廂、)次召内記及近辺諸司、(中務・民部・宮内・勘解由使等也、其座在西壁下、)次雅樂寮作音樂、此間進挿頭、次奉見參簿、事訖退出、(事見儀式、)

(8) 其番上考者、十二日少納言・弁大夫・外記・史等定之、使部考亦後日定之、

- (1) 管 土本等「答」。九本、近本・壬本・京博本傍書等により改める。
- (2) 管 土本等「答」。九本、壬本・京博本傍書等により改める。
- (3) 俱 土本等「但」。九本、近本傍書により改める。
- (4) 管 土本等「答」。九本、京博本傍書等により改める。
- (5) 管 土本等「答」。九本、京博本傍書等により改める。
- (6) 立安管 土本等「安立答」。九本、京博本朱訂により改める。
- (7) 管 土本等「答」。九本、京博本傍書等により改める。
- (8) 管 土本等「答」。九本、京博本傍書等により改める。
- (9) 其 訳注本「某」に意改。
- (10) 其 九本「某」。
- (11) 日 土本等無し。九本、京博本補書により補う。
- (12) 条 土本等この下に細字注「局本注有此条」(近本・壬本は「条」を「祭」に作り「条」と傍書。慶長本「祭」あり。壬本傍書「後人之注歟」。九本に無く、後の書人の竄入と判断する。

(13) 読申：称名(引字) 土本等、下文「少納言弁大夫共称唯」の下にあり。九

本により移す。

- (14) 詞 土本等「日」。九本により改める。
- (15) 亦 土本等「品」。九本により改める。
- (16) 登 土本等無し。九本により補う。
- (17) 俱 土本等「但」。九本、近本イ傍書により改める。
- (18) 揖 土本「指」。九本・近本等により改める。
- (19) 儲 土本等「諸」。九本、京博本朱傍書、壬本朱補書により改める。
- (20) 西 土本「四」。近本・慶長本等により改める。
- (21) 入自 土本等「自入」。九本、壬本訂正書により改める。

124 祿法条

凡列見定考祿者、太政大臣交易商布七百段、左右大臣各五百段、大納言四百段、中納言三百段、三位參議二百五十段、四位參議并左右大弁二百段、少納言・中少弁一百五十段、外記・史一百段、(内記准此、)史生卅段、官掌廿段、内記史生十五段、召使十段、使部二段、直丁一段、

(1) 太政 土本弥書。九本・近本・慶長本等により削る。

125 諸司考文条「弘」

凡諸司及畿内国司長上考選文者、十月一日進弁官、(事見儀式、)訖同日弁官惣計造目申太政官、即下式部・兵部、其太政官長上及番上考文亦便同下、諸司及畿内番上考文者、二日共集送式・兵二省、

(1) 者 土本等「書」。九本、京博本朱傍書により改める。

126 諸国考文条「弘」

凡諸国考選文及雜公文、附朝集使、十一月一日進弁官、如諸司儀、(事見儀式、)訖弁官惣計造目申太政官、及下式部・兵部、亦同上例、⁽¹⁾其番上考文二日送省、

(1) 例其番上。土本等弥書。九本により削る。

127 列見条「弘延」

凡諸司官人得考并成選數者、中務・式部・兵部三省、二月十日申太政官、其成選成叙位者、式部・兵部二省各率諸司主典已上、十一日列見大臣、二省依簿引唱、若当昇降者、親自執筆点定、余儀如定考、(事見儀式、)番上者於式部・兵部引唱、

(1) 見。九本無し。

128 擬階条「弘貞延」

凡式部・兵部二省進成選擬階短冊者、各預造簿、三月内入外記、外記惣造奏文、請參議以上署、四月七日、大臣以下共率奏聞、(事見儀式、)

(1) 外記。土本等無し。九本により補う。

129 位記請印条「貞延」

凡式兵⁽¹⁾二省請印准蔭・成選等位記、先令印廿張已下、後更定日、參議於弁官結政所捺了、(所須丹・膠等物、預先請受、)

(1) 兵。土本無し。九本・近本・慶長本等により補う。

130 位記召給条「弘貞延」

凡成選成叙位者、奏短冊後預書位記、式部四月十日、兵部十三日請印、十五日大臣已下就朝座、二省率成叙人就標位、弁大夫宣命、(内記進宣命文、外記請其文授宣命大夫、任郡司亦同、)畢叙人稱唯再拜舞踏、(任郡司拜舞亦同、)二省互唱名授之、於曹司庁行之亦同、(事見儀式、)若当賀茂祭、改用他日、

(1) 進。土本等無し。九本により補う。

131 任郡司条「弘」

凡諸国銓擬言上郡司大少領者、式部対試造簿、先申大臣即奏聞、訖式部書位記請印、其後於太政官、式部先授位記、次唱任人名、如除日儀、(事見儀式、)

(1) 任。土本等「仁」。九本、壬本・京博本朱傍書により改める。

132 出雲国造条「弘」⁽¹⁾

凡出雲国造、国司依例銓擬言上、即於太政官補任、如任諸国郡司儀、宣命及叙位並如常儀、賜祿有數、畢弁大夫及史各一人就神祇官給負幸物、還国一年齋、畢国司率国造入朝、奏神壽詞、初到停於京外便所修飾獻物、申神祇官、預扱吉日、申官奏聞、依例供進、(後齋亦准此、)其日史二人入朝堂院、勸献物數、依例頒充所司、(事見神祇式及儀式、)

(1) 弘。土本無し。近本・慶長本等により補う。

133 新曆条「弘」

凡陰陽寮造新曆畢、中務省十一月一日奏進、其頒曆者、付少納言令給大臣、大臣轉付弁官、令頒下内外諸司、

134 鼓吹条「弘延」

凡兵庫寮召発管戸、自十月至来年二月、教習鼓吹、其初発声日者、寮預申官、官仰陰陽寮令扱定、然後少納言奏之、事畢之日、右弁一人、史一人、兵部輔・丞・録各一人、就本司試其業、(事見兵部式、)

(1) 召。この下に土本等「使」あり。九本に無く、行と見て削る。

135 断罪文条「弘延」

凡刑部省所申断罪文者造二通、十月四日進⁽¹⁾弁官、即日史誦⁽²⁾申、外記覆勘造論奏、廿日以前奏聞、(謂流罪以上及除免官当、)若有依奏及恩降、並具狀録刑部解後印之、訖附弁官、(一通留弁官、一通下刑部、)

- (1) 弁 土本等「新」。九本、壬本・京博本朱傍書、近本イ傍書により改める。
(2) 読 土本等「請」。九本、近本・壬本・京博本傍書により改める。
(3) 刑部 訳注本は要略二五(諸陵寮本・史籍集覽本)によりこの下に「省」を補う。

136 四度公文条「貞」

凡諸国四度公文、進官之日、比校目錄、若有未到公文、即從返却、

137 調庸帳条「弘」

凡諸国調庸等帳進官、即太政官惣計數国造目、少納言奏之、

138 四度使条「弘」⁽¹⁾

凡諸国税帳・大帳⁽²⁾・朝集等使向京、在路事故延緩過期者、非有当国驗、即依法科処、其所輸贖物取刑部省、但貢調使者、不得追附在京諸使、若有違越、勘当如法、

- (1) 弘 土本無し。近本・慶長本等により補う。
(2) 大帳 土本等無し。九本により補う。

139 公文進官条「貞」

凡諸国大帳・朝集・税帳公文、進官之後、外題下文殿、使并雜掌、經二箇月不參著、直下所司、

140 公文下省条「貞」

凡諸国使公文下民部省後、省非理⁽¹⁾拘留致使愁者、尋其所由科処、
(1) 拘 土本等「物」。九本、壬本・京博本朱傍書、近本イ傍書により改める。

141 文殿雜書条「貞」

凡太政官及左右文殿雜書、不得出闕外、

142 厨家条「延」

凡厨家雜物、別当外記・史与諸司共出納之、(諸司謂監物・主計、)

143 造館舍条「弘延」

凡造館舍所者、(太政官曹司、弁・外記候所、大臣曹司及厨等類、)別当少納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、二年為限、二月相替、別当先檢破損、随行料物、其所修繕、且加勘定、若有臨事不了之輩、不必待限、將從改替、

144 文殿公文条「貞延」

凡左右文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、每年二月相替、

145 厨家別当条「弘貞延」

凡厨家別当、少納言・弁・外記・史各一人、及預太政官并左右史生各一人、並一年為限、二月列見之後相替、
(1) 家 土本無し。九本・近本・慶長本等により補う。

146 例進地子条「貞」

凡諸国例進地子、仰所司每年七月以前申見進・未進⁽¹⁾之數、隨即下符、令催進之、
(1) 之 土本等無し。九本により補う。

147 拘留返抄条「貞」

凡諸国例進地子米并交易雜物有未進者、拘留朝集・調庸・税帳等返抄、

148 粟分稻条「延」

凡施薬院薬分稱、諸国雖申請減省雜稱、不得減省、

149 施薬院別当案「貞」⁽¹⁾

凡施薬院別当、用藤原氏一人・外記一人、其遷替之時、不責解由、

(1) 貞 土本無し。近本・慶長本等により補う。

150 薨卒条「貞」

凡五位以上薨卒、外記毎月勘録、来月二日送於弁官、弁官下符所司、若外記有漏脱者、弁官便載官符、

151 勘籍条「貞」

凡出身之徒勘籍有不合者、自非異能、不得輒改勘、

152 年終帳条「貞」

凡諸司年終帳、正月廿一日進之、但被管二月廿一日其年号下注十二月卅日、並加外題、下勘解由使、

153 校書内豎条「貞」

凡校書殿及内豎所並聽太政官并弁官所仰之事、

154 奏事諸司「弘」

凡奏事諸司及内供奉之輩、並不得触入喪座等事并弔喪、(所忌日限、見神祇式、)

(1) 入 九本「人」。

(2) 式 土本等「官」。九本により改める。

155 葬官条

凡親王及大臣薨、即任装束司及山作司、(或任主行所及山作所、輕重隨

品高下、事見薨葬記、)送葬之日、勅使二人、(一人持詔書、一人持位記、若無贈位者、一人持賻物、其數・使人位階隨亡者高下、)就第弔贈、其
中納言以上及妃・夫人薨時、弔賻亦准此、(事見儀式、)

(1) 其數 土本等・九本「數其」、梵本「勅其」。京博本朱訂正書により改める。
(2) 第 土本等「弟子」。九本により改める。

延喜式卷第十一

延長五年十二月廿六日

外從五位下行左大史臣阿刀宿祢忠行
從五位上行勘解由次官兼大外記・紀伊權介臣伴宿祢久永⁽¹⁾
從四位上行神祇伯臣大中臣朝臣安則⁽²⁾
大納言正三位兼行民部卿臣藤原朝臣清貫⁽³⁾
左大臣正二位兼行左近衛大將・皇太子傳臣藤原朝臣忠平

(1) 紀伊權介 土本等本無し。九本により補う。

(2) 伴 土本・近本「伊」。九本・壬本・京博本等により改める。

(3) 久 土本等「文」。九本により改める。

〔付記〕本稿は人間文化研究機構基幹研究プロジェクト「総合書物学」
ユニット「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」およびJSPS
科研費16H03485による成果の一部である。

(宮内庁書陵部編修課・国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了)